

(仮称) 多摩市歯科口腔保健推進条例の骨子案について

□条例の構成

前文<条例に込める想い・期待するまちの姿、市の独自性>.....	1
1 目的<条例によって実現すること>.....	1
2 基本理念<前提となる基本的な考え方>.....	2
3 市民の役割.....	3
4 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関する者の役割.....	3
5 事業者及び医療保険者の役割.....	4
6 歯科医師等の責務.....	4
7 市の責務.....	5
8 基本的施策.....	6
9 委任.....	10

前文 <条例に込める想い・期待するまちの姿、市の独自性>

※ 前文は、条文全体を検討後、最後に整理します。

(1) 条例に込める想い・期待するまちの姿

- ・ 市民が自主的にホームケア、コミュニティケア、プロフェッショナルケアによる歯と口腔の健康保持に努めている。
- ・ 市や歯科医師等を始めとして、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関係する者や事業者・医療保険者など、様々な主体が歯科口腔保健の推進に連携して取り組んでいる。

(2) 多摩市の独自性（多摩市の取組）

- ・ 誰もが健やかで幸せを実感できる「健幸都市」の実現
- ・ SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現

1 目的 <条例によって実現すること>

歯と口腔の健康は、全身の健康を保持・増進し、**健康寿命の延伸を図る**上で重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健の推進に関する基本理念を定め、市民、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関係する者並びに事業者及び医療保険者の役割並びに歯科医師等及び市の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**これらの施策を総合的かつ効果的に推進し、もって市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会の実現に寄与すること。**

【解説】

歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持。法律と同じ定義）は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸にもつながります。また、歯・口腔の健康が関わる疾病の予防等は、健全な食生活の実現や社会生活等の質の向上等に寄与するものです。

このため、歯科口腔保健の推進に関する基本理念、関係者の役割や責務、基本的施策を定めることで、多摩市全体で歯科口腔保健を推進し、ひいては市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会（健幸都市）の実現につなげていくことを目的としています。

2 基本理念<前提となる基本的な考え方>

歯科口腔保健の推進に関する施策は、市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会の実現に寄与できるよう次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 生涯を通じた歯科疾患の予防・口腔機能の獲得、維持向上の促進
- (2) ライフステージに応じた乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた特性や、多様な社会環境、生活環境等を踏まえた適切・効果的な歯科口腔保健取組の推進
- (3) 関係者の連携による歯科口腔保健の推進の強化

【解説】

(1) 生涯を通じた歯科疾患の予防・口腔機能の獲得、維持向上の促進

市民の生涯にわたる歯・口腔の健康を達成するためには、市民が自主的に歯科疾患の予防等(早期発見・早期治療を含む。)による口腔の健康の保持について取り組むことや、口腔機能の獲得、維持向上に取り組むことが重要であり、また、市民だけではなく関係者もこれらの取組を促進することにより、歯科口腔保健を推進するものです。

(2) 乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた特性や、多様な社会環境、生活環境等を踏まえた適切・効果的な取組の推進

歯科口腔保健の推進を適切かつ効果的に行うためには、様々なライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等)の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。)ごとの特性を踏まえて、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健の推進に引き続き取り組む必要があります。

また、現在の歯・口腔の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、多様な社会環境、生活環境等も踏まえ、所得格差、言語や文化の違い、障害の有無などにかかわらず、ライフコース※に沿った適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進に取り組むものです。

(3) 関係者の連携の強化

歯科口腔保健の推進は、市民が主体的に取り組むべき課題ですが、市民一人一人が行う取組に加え、家庭、医療機関、障がい者(児)施設、介護保険施設、職場、幼稚園、保育所、認定こども園、学校及びその関係者、行政、歯科医師等、事業者、医療保険者等を含めた社会全体においてその取組を支援し、誰一人取り残さない歯科口腔保健施策を推進するものです。

また、歯科専門職(歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士)は、歯科専門職同士の連携はもちろんのこと、医療専門職(医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、言語聴覚士、栄養士等の歯科口腔保健に関係する医療専門職)や福祉関係者(社会福祉士、介護福祉士等の歯科口腔保健に関係する福祉関係者)その他の歯科口腔保健の関係者と相互に連携して、歯科口腔保健の推進に関する取組を実施するものです。

【検討委員会意見】

- ・ ステージや対象者ごとのツールがあり、必要な関係者と連携しなければつながらない。
- ・ 歯科にも医科のようにセカンドオピニオンなどがあれば良い。

※ライフコース：ライフステージで区分するのではなく、それぞれの人が人生をどのように過ごしてきたかを胎児期、乳幼児期から高齢期までつなげて捉える考え方です。また、歯周病がしやすい人が子どもの頃からの口腔ケアをどうしていたかを踏まえて事後のケアを考えるなど、その人がどのような人生を過ごしてきたかを踏まえて対応することをライフコースアプローチといいます。

3 市民の役割

- (1) 口腔に関する知識とその知識を正しく活用できる能力(リテラシー)の向上
- (2) 生涯にわたる自主的な**家庭、地域及び職域並びにかかりつけ歯科医における**歯及び口腔の健康保持

【解説】

歯科口腔保健の推進に当たって、市民に求められる役割について規定したものです。

歯科口腔保健に係る取組を推進する上では、口腔に関する知識とその知識を正しく活用できる能力の向上と生涯にわたって歯と口腔の健康保持をすることが非常に重要であり、そのためには市民が自主的にホームケア、コミュニティケア、プロフェッショナルケアによる歯と口腔の健康保持に努めることが必要であることから、市民の自主的な取組を求めるものです。

4 保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に関する者の役割

- (1) それぞれの業務における歯科口腔保健の推進
- (2) 市や歯科医師等、関係者との連携

【解説】

歯科口腔保健の推進に関する法律第2条第3号に列挙されている関連施策「保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育[※]」の分野において歯科口腔保健の推進に関連する業務を行う者（歯科医師等を除きます。）の役割について規定しています。（保健所、健康センター、医療機関、障害・介護施設、健診実施機関、学校等を想定）

これらの保健医療等関係者が、それぞれの業務において歯科口腔保健を推進すること、また、市や歯科医師等との連携を行うことを役割として求めるものです。

※教育：学校（専修学校及び各種学校を含む。）、保育所等における教育及び図書館、博物館、公民館等の社会教育施設のほか社会において行われる教育をいいます。

5 事業者及び医療保険者^{※1}の役割

- (1) 事業者は、従業員が定期的に歯科健診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けられるための職場環境の整備や必要な配慮
- (2) 医療保険者は、加入者が定期的に歯科健診や歯科保健指導を受ける必要性を理解し、歯科口腔保健を推進

【解説】

事業者は、従業員の健康管理の一環として、定期的な歯科健診の受診や、歯科保健指導を受けられるための職場環境の整備など必要な配慮に、医療保険者は、加入者の健康の保持増進のため、定期的に歯科健診や歯科保健指導を受ける必要性を理解し、歯科口腔保健を推進することに、それぞれ努めることを規定するものです。

※1 医療保険者：市内に所在する、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県及び市町村、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいいます。（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項）

6 歯科医師等の責務

- (1) 良質かつ適切な歯科医療の提供
- (2) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発などの実施
- (3) 市や関係者と連携、市の施策に協力

【解説】

歯科医師等とは、歯科口腔保健の推進に関する法律第4条の歯科医療等業務（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務）に従事する方や、これらの方により構成される組織をいいます。

歯科口腔保健の推進に当たり、歯科医師等が担う責務を規定しています。市及び歯科医師等は歯科口腔保健の推進の中心的な役割を担うため、「役割」ではなく「責務」としています。

歯科医師等は、良質かつ適切な歯科医療の提供に努めるとともに、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発を実施し、市との連携はもちろんのこと、地域連携クリティカルパス^{※2}や周術期等口腔機能管理^{※3}による医科との連携、その他関係者との連携を行うことや市の施策へ協力することなどを規定するものです。

※2 地域連携クリティカルパス：それぞれの医療機関の役割分担に基づき、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いることにより、施設間の壁を越えて一貫した治療の流れを確立するためのもので、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現することを目的としています。

※3 周術期等口腔機能管理：がん（悪性腫瘍）などの疾患を含めた治療の周術期などにおいて、歯科医師や歯科衛生士が専門的に口腔機能管理を行うことをいいます。

7 市の責務

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施
- (2) 歯科医師等、関係者との連携

【解説】

歯科口腔保健の推進に当たり、市が担う責務を規定したものです。市及び歯科医師等は歯科口腔保健の推進の中心的な役割を担うため、「役割」ではなく「責務」として規定しています。

市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、歯科医師等その他の関係者と連携し、歯科口腔保健を推進していくことを規定するものです。

8 基本的施策

- (1) 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発等の施策
- (2) かかりつけ歯科医による定期的なプロフェッショナルケアを受けるための普及啓発、定期的な歯科健診受診の促進等の施策
- (3) ~~ライフステージ~~乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた特性に~~応じた~~や、多様な社会環境、生活環境等を踏まえた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策
- (4) ~~定期的な歯科検診受診の促進~~地域及び職域におけるコミュニティケア、~~健康に関する教育健康増進事業~~、食育の推進その他の歯科口腔保健の推進に関する施策
- (5) 障がい者(児)、介護を必要とする者その他の歯科口腔保健に関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科健診を受けるとともに、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策
- ~~(6) 全身疾患の治療に対する医科歯科連携の推進~~
- (6) 災害時における歯科医療体制の整備や、歯科口腔についての健康被害の予防等に関する施策

(1) 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発等の施策

【検討委員会意見】

○歯科口腔保健に関する知識不足についてのご意見

- ・ 歯周病についてよく知らない人が多いのではないかと。そのため、関連のある疾患の認識もないのでは。
- ・ 心臓が悪くならないようにといった関心はあるが、歯の重要性への意識が低い人が多いと思う。

○幼少期からの習慣の重要性についてのご意見

- ・ 小さい頃からの習慣が大切である。
- ・ 通いの場だけで一生懸命歯みがきをしても不十分で、家庭においても同じ習慣を持つことが重要である。

○歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発の必要性についてのご意見

- ・ 歯周病と様々な病気の関連性については、もっと子どもを通じて保護者を啓発することが大事ではないかと。
- ・ 自立が始まる時期などにおいては、正しい知識の周知啓発が大切であり、条例が啓発の後押しになると考えている。
- ・ 周知については力を入れていかなければならないと考えている。
- ・ 日頃からの予防行動について、危険予知トレーニングなどを含めて、条例に盛り込めれば良いのではないかと。
- ・ 駅、児童館など乳幼児期の親が良く見る場所へのポスター掲示が有効では。
- ・ 認知症だが昔から歯を磨く習慣がしっかりあり、肺炎にならない方がいる一方で、関心がなく炎症を起こしている人もいる。そうした事例などをシンポジウムなどで発信できたら良いのでは。
- ・ 親がしっかりと歯みがきの大切さを伝えることが大切である。

○医科歯科連携の推進についてのご意見

- ・ 医科、歯科含めてこれからの高齢化社会をどう乗り切っていくのかというのは、医科も歯科も共通の関心を持っている。
- ・ 糖尿病の合併症について色々と言われているが、歯周病は大きく関係する。全身の健康が歯に出ることもある。また、歯周病になると誤嚥性肺炎の原因にもなる。健康でいることは歯科口腔に大きな相関性がある。

(2) かかりつけ歯科医による定期的なプロフェッショナルケアを受けるための普及啓発、定期的な歯科健診受診の促進等の施策

【検討委員会意見】

○かかりつけ歯科医での定期健診の必要性についてのご意見

- ・ 法定の歯科健診は短い時間でみていくため精密なものではないので、かかりつけ歯科医での定期健診を勧めている。
- ・ かかりつけ歯科医は歯が痛いときには行くかもしれないが、そうではなく、日々歯科医院に通う習慣が必要と考えている。
- ・ セルフケアだけでは歯科疾患の予防はできないので、プロフェッショナルケアは必須である。
- ・ ホームケアとコミュニティケア、プロフェッショナルケアの3つが揃って初めて歯科保健であるといわれている。

○歯科を受診しないことについてのご意見

- ・ かかりつけ歯科医をみつけようと思って歯科医院を調べても、インターネットでは良い評価は見ないのでよくわからない。最近の歯医者者の治療は痛くないが、口をずっと開けているのがつらいので行きたくないと感じる。
- ・ 歯医者に行くこと自体が嫌いと思っている人もいる。また、痛いというトラウマもあるのではないか。
- ・ 仕事をしている保護者は忙しいので、問題がなければ連れて行かないであろうし、自分自身も理解できる。
- ・ 歯科健診実施後に、受診が必要な方には伝えているが、毎年同じ箇所が治ってない方がいる。

(3) 乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた特性や、多様な社会環境、生活環境等を踏まえた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策

【検討委員会意見等】

○歯科疾患の予防についてのご意見

- ・ 早期に歯科疾患の予防をして、歯科健診につなげたい。
- ・ 日頃からの予防行動について、危険予知トレーニングなどを含めて、条例に盛り込めれば良いのではないか。(再掲)

○乳幼児期から高齢期までの時期ごとの特性等を踏まえた施策についてのご意見

- ・ いくつになってもおいしくものが食べられるということが重要であり、歯はとても重要な要素であると感じている。
- ・ 市内中学校9校中、8校が東京都学校歯科医会から毎年歯科優良校として認定いただいている。また、中学校1年生でブラッシング指導を実施している。
- ・ 多摩市ではブラッシング指導を小学3年生あるいは4年生に実施している。就学时健診でも歯科健診を実施しており、小学校時代の経験、習慣は非常に大きな要素を持つと考えている。
- ・ 口腔機能発達不全症というものがあり、子どもの口腔機能の発達が悪いと障害として残ってしまう。
- ・ 幼児期にどうやって習慣をつけるかが重要であり、そのことを子どもたちに伝えていきたい。

(4) 地域及び職域におけるコミュニティケア、健康増進事業、食育の推進その他の歯科口腔保健の推進に関する施策

【検討委員会意見等】

○食育の推進についてのご意見

- ・ 乳幼児期によく噛むということが重要であると考えている。どの保育園でも給食に力を入れており、和食中心にしたり、根菜類を多くしたりしている。

○歯科口腔保健に関する施策についてのご意見

- ・ 3歳児健診時に食事・歯みがき指導を必須とすることが有効だと考える。
- ・ 早期に歯科疾患の予防をして、歯科健診につなげたい。(再掲)
- ・ 健康寿命を守るために歯のケアが大切だということを条例に盛り込むべき。

○コミュニティケアの実施についてのご意見

- ・ 核家族化が進む中で、家族と一緒に食事を摂らなくなっている。口腔ケアについて、みんなで揃って行うという意味ではホームケアが必要だが、集団でコミュニティケアを実施していくことが重要であると感じた。
- ・ 中学校1年生でブラッシング指導を実施している。(再掲)
- ・ 多摩市ではブラッシング指導を小学3年生あるいは4年生に実施している。就学时健診でも歯科健診を実施しており、小学校時代の経験、習慣は非常に大きな要素を持つと考えている。(再掲)

- (5) 障がい者、介護を必要とする者その他の歯科口腔保健に関し特別の配慮を要する者が定期的に歯科健診を受けるとともに、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするために必要な施策

【検討委員会意見】

○障がい者（児）についてのご意見

- ・ 障がい児は卒業して通所に移った途端、通院しないと受診の機会がなくなってしまう。市の障がい者（児）等歯科診療事業に行かないと歯科とつながるチャンスがない。口腔状態が悪化すると治療は全身麻酔になってしまう。
- ・ 昔は4・5人でおさえないと予防接種ができなかったが、最近は半分の時間で終わるようになった。新型コロナの影響で接種する機会が多くあり、慣れたのではないか。歯科診療についても同様で、続けることで段々と慣れて治療ができるようになっていくと思う。
- ・ 保健所では、支援者への研修や、障がい施設への支援事業に取り組んでいる。

○介護を必要とする者についてのご意見

- ・ 嚥下機能の評価が在宅でできることを知らない方が多いので、周知をしていきたいと思っている。
- ・ 入所施設では訪問診療を実施しているが、通所の方でも集団であればできるのかもしれない。通所施設でも訪問歯科診療が受けられる仕組みがあれば良いと思う。

○歯科口腔保健に関し特別の配慮を要する者に関するご意見

- ・ 外国籍の子どもの歯が悪い傾向にあり、フィードバックをしても治療しないままの方がいる。歯科を受診すると一旦治るが、またどこか悪くなる。定期的に診ることができなければ難しい。

- (6) 災害時における歯科医療体制の整備や、歯科口腔に係る健康被害の予防等に関する施策

【事務局】

災害時においては、医科による医療だけではなく、適切な口腔ケアによる誤嚥性肺炎の予防など歯科医療も非常に重要であることから、その体制整備や、災害時の歯科口腔に係る健康被害の予防について基本的施策として規定するものです。

9 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に定めること以外で条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを規定するものです。

ここでは、市が、歯科口腔保健の推進に関する施策を推進するために基本的施策の実施に係る評価指標を設定するとともに、必要な調査及び分析を行い、当該指標の評価を行うことなどを想定しています。